

第7期第20回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日(月) 午後2時00分から午後2時29分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

| | | | | | | | | |
|----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 小岸元気 | ○ | 10番 | 田代英孝 | ○ | 19番 | 佐田正彦 | ○ |
| 2番 | 中田賢大 | ○ | 11番 | 小笠原正実 | ○ | 20番 | 森山幸治 | ○ |
| 3番 | 辻 勉 | ○ | 12番 | 清瀬利一 | △ | 21番 | 伊藤正人 | △ |
| 4番 | 山本好一 | ○ | 13番 | 毛利武 | ○ | 22番 | 貞廣賢治 | ○ |
| 5番 | 清野 薫 | ○ | 14番 | 鈴木秀子 | △ | 23番 | 平島道弘 | ○ |
| 6番 | 梅藤 勝 | ○ | 15番 | 林 利輝 | ○ | 24番 | 青木茂美 | ○ |
| 7番 | 山谷和彦 | ○ | 16番 | 藤岡健人 | ○ | 25番 | 藤江政利 | ○ |
| 8番 | 宇南山浩利 | △ | 17番 | 石崎代里子 | ○ | 26番 | 佐々木保成 | ○ |
| 9番 | 永田寿明 | ○ | 18番 | 中澤 浩 | ○ | 27番 | 中島勝美 | ○ |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第8 報告第6号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第9 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。 |
| 会長 | 【会長挨拶】 |
| 議長 | <p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席は、8番・宇南山委員、12番・清瀬委員、14番・鈴木委員、21番・伊藤委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第20回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、13番・毛利委員と15番・林委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案2件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主事 | <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。</p> <p>合計で4件・23筆・147,077.01㎡となっています。</p> <p>1番については、新たに利用権を設定するため、解約をするものです。</p> <p>2番から4番については、借り主の経営規模縮小により解約するものです。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主事 | <p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> |

主 事 2月につきましては、議案に記載のとおり、2月13日に川西地区委員会、川東地区委員会、2月15日に穂別地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について、川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定5件について、穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について、それぞれ審議した結果、適当と判断したところです。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

(異議なし)

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

10 番 1番と2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。

これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。

買入協議結果については、議案書7ページに記載しておりますので、ご確認を

| | |
|-----|--|
| 主 事 | <p>お願いいたします。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第4号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第7 報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 事 | <p>報告第5号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>9ページから11ページに照会内容がありますが、後の議案第1号において農地転用についてお諮りする内容ではありますが、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして12ページのとおり回答しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第5号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第8 報告第6号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 事 | <p>報告第6号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書14ページ、15ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>記載の農地は12月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。</p> <p>計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。</p> <p>以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第6号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |

議長 質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第9 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書17ページをお開き願います。
1番は[]が農家住宅を建設する案件です。
申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります
が、農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成
及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区
分と転用面積は特に問題ないと考えます。また、面積・事業要件により北海道
農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
18ページから22ページに、それぞれ現況地目図・配置図・平立面図・調
査表を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定
くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

3番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、農家住宅を建設するものです。
申請地は、[]が耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響は
ないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判
断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、[]が譲受人の[]、[]、
[]が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行
わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしい
か、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主事 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書24ページから、所有権移転3件です。
先ほど報告第3号、第4号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっております。
以上、いずれも所有権の移転時期は令和5年3月1日となっております。
続きまして28ページから、利用権設定9件になります。
1番につきましては、期間満了に伴う継続案件となります。
2番と4番につきましては、貸し主の経営規模縮小による新規案件となっております。
3番につきましては、期間満了に伴う継続案件でしたが、貸し主の死亡により、保留となっております。この度、相続手続きの完了により利用権を設定するものです。
5番から9番につきましては、昨年12月総会にて、北海道農業公社が買入をした農地について、一時貸付を行うため利用権設定するものです。
以上、所有権移転3件8筆、利用権設定9件19筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面は、所有権移転関係は25ページから27ページに、利用権設定関係は31ページから39ページに添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。